平成23年9月閉会中農林水產委員会(所管事項関係)

提出資料

平成23年9月1日 農林水産部

目 次

1	県産農作物等の放射性物質検査について [流通販売課、水田総合利用課]	1
2	肉用牛の放射性物質検査実施状況について [畜産振興課]	7
3	放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土 及び飼料の暫定許容値の設定と県の対応について [水田総合利用課]	9
4	東京電力福島原子力発電所の事故による 原子力損害の賠償について [農林政策課]	11
5	果樹産地再生対策について「団体指導室、流通販売課、園芸振興課」	15

1 県産農産物等の放射性物質検査について

流 通 販 売 課水田総合利用課

1 これまでの経過

- 福島第一原子力発電所の事故以降、本県の空間放射線量は平常の範囲内にあり、 5月及び6月に行った牧草の放射性物質検査においても、不検出もしくは暫定許 容値に比べて極めて低いレベルの検出にとどまっている。
- しかしながら、汚染された稲わらが広範囲に流通し、県産牛肉でも汚染が確認されるなど、食に対する消費者の信頼が揺らいだことから、県産農産物等全体の安全を確認するため、緊急に県独自の検査体制を構築し、7月26日から農産物等の検査を行うとともに、8月2日から肉用牛の全頭検査を実施している。

2 県産農産物等の放射性物質検査計画の策定

- 8月4日の原子力災害対策本部において、農産物等の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が改正され、対象自治体に、秋田県、岩手県、青森県の3県が追加され、17都県となった。
- これを受け、県では、米をはじめとする「県産農産物等の放射性物質検査計画」 (別紙1)を策定し、これまで行ってきた「肉用牛の全頭検査」、「農協等が行う 自主検査」と併せて、3つの柱で安全性を確認することとした。

【検査結果:8月29日現在】

◎県が行う検査

肉用牛	と畜日	と畜頭数	うち暫定規制値以下の頭数
肉用牛	8月2日~26日	202頭	202頭

NO	採取日	検査日		拉斯林	検査結果(ベクレル/kg)			
NO.	1木4以口	快宜口	査日 品目 採取地 		放射性ヨウ素	放射性セシウム		
1	7月26日	7月26日	えだまめ	横手市	不検出	不検出		
2	7月26日	7月26日	すいか	横手市	不検出	不検出		
3	7月28日	7月28日	きゅうり	鹿角市	不検出	不検出		
4	8月2日	8月2日	ほうれんそう	仙北市	不検出	不検出		
5	8月2日	8月2日	アスパラガス	大仙市	不検出	不検出		
6	8月2日	8月2日	トマト	湯沢市	不検出	不検出		
7	7月28日	7月28日	生乳	県 北	不検出	不検出		
8	7月28日	7月28日	生乳	県 南	不検出	不検出		
9	8月4日	8月4日	比内地鶏	大館市	不検出	不検出		

	検 査 月 日	品目	産 地	放射性セシウム (Bq/kg)
1	8月10日	ミニトマト	由利本荘市	<50
2	8月10日	アスパラガス	由利本荘市(2箇所)	<50
3	8月10日	サヤインゲン	由利本荘市	<50
4	8月10日	なす	由利本荘市	<50
5	8月10日	ピーマン	由利本荘市	<50
6	8月10日	ミニトマト	にかほ市	<50
7	8月10日	馬鈴薯	にかほ市	<50
8	8月10日	ねぎ	にかほ市	<50
9	8月11日	トマト	鹿角市	<50
10	8月11日	枝豆	鹿角市	<50
11	8月11日	桃	鹿角市	<50
12	8月11日	ねぎ	鹿角市	<50
13	8月12日	枝豆	三種町	<50
14	8月12日	じゅんさい	三種町	<50
15	8月16日	WCS用稲	横手市(3箇所)	<50
16	8月17日	枝豆	横手市	<50
17	8月18日	梨	潟上市	<50
18	8月18日	梨	男鹿市	<50
19	8月19日	きゅうり	能代市	<50
20	8月19日	みょうが	能代市	<50
21	8月19日	トマト	能代市	<50
22	8月19日	なす	能代市	<50
23	8月19日	枝豆	能代市	<50
24	8月19日	カボチャ	井川町	<50
25	8月19日	トマト	井川町	<50
26	8月19日	なす	潟上市	<50
27	8月19日	枝豆	潟上市	<50
28	8月19日	オクラ	八郎潟町	<50
29	8月20日	WCS用稲	横手市	<50
30	8月23日	そば	横手市	<50
31	8月23日	菌床椎茸	横手市	<50
32	8月24日	きゅうり	大館市(3箇所)	<50
33	8月24日	小玉スイカ	大館市	<50
34	8月24日	米なす	大館市	<50
35	8月24日	トマト	大館市	<50
36	8月24日	アスパラガス	大館市(2箇所)	<50
37	8月24日	枝豆	大館市(2箇所)	<50

【測定方法】「緊急時における食品の放射能測定マニュアル(H14.3)(厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課)」に準拠し、Nal(TI)シンチレーションスペクトルサーベイメーターによる簡易測定(スクリーニング測定)。 【検査機関】(株)秋田県分析化学センター

県産農産物等の放射性物質検査計画

秋田県

1 基本的な考え方

(1) 検査対象は、県産農畜水産物のうち、出荷量や販売額、産地形成等を考慮し、本県を代表する主要20品目とする。

(穀物:4品目、野菜:8品目、果樹:2品目、畜産物:2品目、水産物:4品目)

- (2) 検査時期は、対象品目の収穫・出荷の開始時期とする。
- (3) 検査サンプルは、対象品目の主産地である市町村・ほ場等から採取する。
- (4) 検査サンプルの選定・採取に当たっては、県と市町村、JA等生産者団体が連携・協力して行う。

2 検査計画

			4400		検 査 時 期	9月		10月			11月			
		対象品目	採取地	検査点数	[H 安V]		中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
		米(収穫前調査)	北秋田市	1	9月上旬~	0								
		"	秋田市	1	"	0								
1		"	美郷町	1	"	0								
	榖 物	米(収穫後調査)	県内	69	9月中旬~		0							
2	173	米粉用米	秋田市	1	10月上旬~				0					
3		大豆	潟上市	1	10月中旬~					0				
4		麦	県内	1	(8/31)									
5		えだまめ	横手市	1	(7/26)									
6		きゅうり	鹿角市	1	(7/28)									
7		アスパラガス	大仙市	1	(8/2)									
8	野	秋冬ねぎ	能代市	1	9月下旬~			0						
9	菜	ほうれんそう	仙北市	1	(8/2)									
10		トイト	湯沢市	1	(8/2)									
11		キャベツ	三種町	1	10月中旬~					0				
12		すいか	横手市	1	(7/26)									
13	果	りんご	横手市	1	(8/29)									
14	樹	桃	鹿角市	1	(8/31)									
15	畜	牛乳	県北	1	(7/28)									
15	産	"	県南	1	(7/28)									
16	物	比内地鶏	大館市	1	(8/4)									
17		アユ	北秋田市他	3	9月上旬	0								
18	水 産	マダイ	男鹿市	1	9月中旬		0							
19	物	シロサケ	男鹿市	1	10月上旬				0					
20		ハタハタ	男鹿市	1	11月上旬							0	_	

[※] 米の放射性物質調査については、別紙2を参照

3 検査対象核種

放射性セシウム(¹³⁴Cs、¹³⁷Cs) 放射性ヨウ素(¹³¹I) (穀物、肉は除く)

4 検査機関

秋田県健康環境センター(秋田市千秋久保田町6-6)

秋田大学(秋田市手形字学園町1-1)

県産米の放射性物質調査の概要

1 調査の仕組み

県独自の「収穫前調査(安全確認調査)」と、国の放射性物質調査における「収穫後調査(本調査)」の2段階調査を県が実施する。

なお、「収穫後調査(本調査)」の結果が判明するまでは、調査地域(旧市 町村)毎に出荷・販売の自粛を要請する。

(1) 収穫前調査(安全確認調査)

目的

収穫前に県産米の安全性をいち早く確認するため調査する

- ・対象箇所数 県内3ヵ所(県北、中央、県南ブロック単位に1ヵ所ずつ)
- ・調査時期 収穫の約1週間前

(2) 収穫後調査(本調査)

• 目的

収穫後に放射性物質濃度を測定し、出荷制限の要否を判定する

- · 対象箇所数 県内69カ所(旧市町村単位)
- •調査時期

収穫、乾燥・調製の直後(旧市町村単位に各1点検査)

※ 調査の結果、放射性セシウム200ベクレル/kgを超えた場合は、さらに地点数を増やして重点的に調査を実施する(国の調査の仕組みに準じる)。

2 検体の採取スケジュール

- (1) 収穫前調査(安全確認調査) 9月上旬
- (2) 収穫後調査(本調査) 9月中~下旬

3 調査手法

(1) 収穫前調査(安全確認調査)

・対象: 県奨励品種のうるち玄米(調査用として3kg相当)

・採取:一圃場の5地点から稲株を刈り取り、県農業試験場で乾燥・調製等 を行った玄米とする

(2) 収穫後調査(本調査)

・対象:県奨励品種のうるち玄米(調査用として3kg相当)

・採取:生産者の農舎等において、乾燥・調製後の袋詰め前の玄米とする

4 関係者の役割分担・連携体制

(1) 県

- ・調査の周知、日程調整
- ・調査試料のサンプリング
- ・調査結果の公表・情報伝達

(2) 市町村·JA等集荷業者

- ・調査地点の農家との調整
- ・調査結果(自粛解除等)の広報・周知

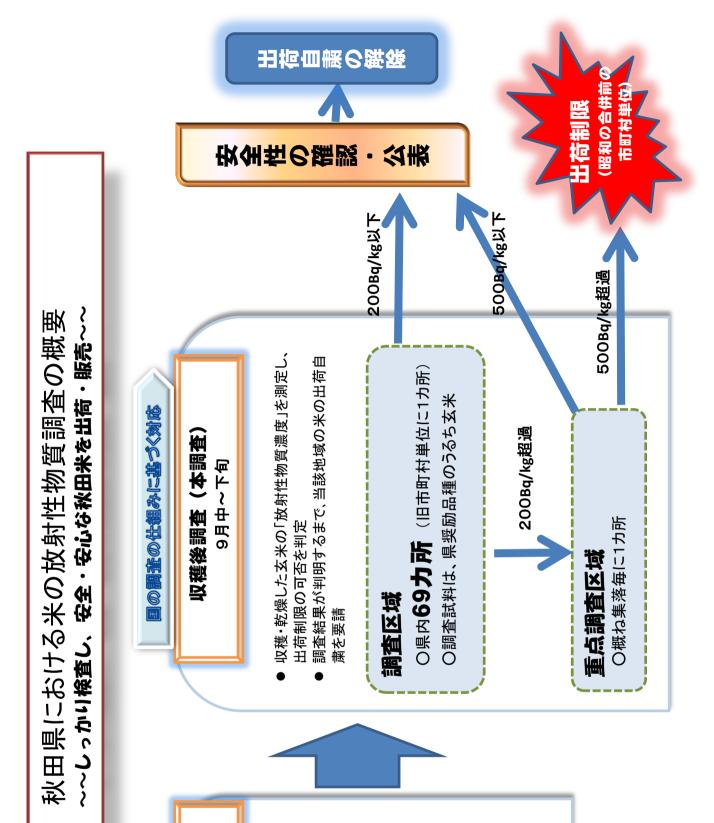
5 調査の結果

(1) 公表

調査は、現地の収穫に合わせて随時実施することとし、結果が判明した時点で速やかに県ホームページで公表するとともに、市町村・JA等集荷業者へ情報提供して農家への周知を図る。

(2) 出荷・販売

旧市町村内の調査地点での検査結果が暫定規制値以下となった場合、その 旧市町村内の米の出荷・販売の自粛を解除する。



県内3カ所で調査

光类田 类田市

示 子 子 子 子 子

崇鹤甲

質濃度」を測定し、収穫前に県

産米の安全性をいち早く確認

圃場の立毛段階で「放射性物

収穫前調査(安全確認調査)

9月上旬

県独自の対応

2 肉用牛の放射性物質検査実施状況について

畜産振興課

1 県外産稲わら調査について

(1) 調査の実施

○1回目立入調査

期 日: 7月19日(火)~22日(金)

概要: 福島及び宮城県産の稲わらから放射性セシウムが検出されたこと

を受け、肥育牛飼養農家に対し、震災後に屋外から収集された稲わ

らの利用に関する立入調査を実施。

県職員の聞き取りにより、3月11日以降に屋外から収集された 稲わらであることが判明した場合、サンプリングし精密検査を実施。

○2回目立入調査

期 日: 8月5日(金)~7日(日)

概要: 8月5日(金)、青森県において、本県から出荷された牛肉から食

品衛生法の暫定規制値を上回る放射性セシウムが検出。この件を受けて、震災後に県外から稲わらを購入した肥育牛飼養農家について

再調査を実施。

震災後に県外から購入した稲わら全てについて、県職員が簡易測 定機器により表面の放射線量を調査。疑わしいものを幅広くサンプ リングし、精密検査を実施。

暫定許容値を超える、放射性セシウムに汚染された稲わらが確認された農家に対し、当該稲わらの給与自粛と給与された肥育牛の出荷自粛を要請。

(2) 調査結果

		汚 染	汚染稲わらが給与された戸数・頭数					
	調査戸数	稲わら			既	出荷	出	荷自粛
		購入	戸数	頭 数	戸 数	頭数	戸 数	頭 数
		戸 数						
1回目	1 9 0	6	5	2 6 6	3	1 0	5	2 5 6
2回目	4 5	9	5	2 1 8	5	2 6	4	1 9 2
計	_	1 5	1 0	4 8 4	8	3 6	9	4 4 8

(3) 汚染された稲わらが給与され既に出荷された牛の検査状況

	出荷頭数	と	畜先	検査済み頭数	暫定規制値	
	出荷頭数	県外	県内	検査済み頭数	超過頭数	
1回目	1 0	0	1 0	9	1	
2回目	2 6	7	1 9	1 4	1 *	

※ 青森県において検査を実施し、暫定規制値を上回った1頭

(4) 汚染された稲わらの保管状況

- 汚染された稲わらを購入した農家15戸のうち1戸の農家は全量を給与。8 戸の農家は販売業者に返品。残りの6戸は舎外等で保管している状況。
- 保管にあたっては、汚染された稲わらを、スプレー等で着色した上でシートで被覆し、牛舎・住居から離れた場所で保管するよう農家を指導し、県職員が、定期的に数量、管理状況等を把握。
- 放射性セシウム濃度が8,000ベクレル/kgを超える稲わらは、最終処分方法が国から示されていないので、処分までの隔離一時保管について、改めて保管場所・方法等を検討中。

2 肉用牛全頭検査結果について

県産牛肉の安全性を確認するため、株式会社秋田県食肉流通公社で8月2日からと畜された全ての県産牛について、放射性物質の検査を実施。これまで検査した202頭全てについて、食品衛生法上の基準に合致していることを確認し、証明書を発行。

(1) 一般牛

8月2日~26日にと畜された197頭について、簡易検査機器を用いたスクリーニング検査により、全頭暫定規制値以下であることを確認。

<検査手法>

一次検査:簡易検査機器により、全頭のスクリーニング検査を実施

1.

二次検査:簡易検査において異常があった場合は、更に精密検査機器による 検査を実施。

(2) 出荷自粛牛

出荷適期を過ぎ、食肉処理せざるを得ない5頭について、8月17日精密検査を実施し、全頭暫定規制値以下であることを確認。

<検査手法>

精密検査機器による検査を実施。

3 放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土 及び飼料の暫定許容値の設定と県の対応について

水田総合利用課

1 経 緯

- 7月25日 農林水産省が、高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある 堆肥等の施用・流通を自粛する旨の通知を発出
- 7月26日 これを受け、県から堆肥等の販売業者をはじめ、市町村・JA等 を通じて農家等に生産・施用の自粛を通知
- 8月 1日 農林水産省が、放射性セシウムを含む肥料等の暫定許容値を設定 し、併せて、自粛通知を廃止
- 8月 5日 農林水産省が、肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画・ 検査方法を制定

2 暫定許容値

■ 肥料・土壌改良資材・培土の放射性セシウムの暫定許容値

400ベクレル/kg以下(製品重量)

■ 飼料中の放射性セシウムの暫定許容値

牛・馬・豚・家きん等用飼料 300ベクレル/kg以下

(製品重量、粗飼料は水分含有量8割ベース)

養殖魚用飼料

100ベクレル/kg以下(製品重量)

3 本県における対応

- (1) 牛ふん堆肥等関係への対応
 - ① 汚染稲わらに由来する堆肥の検査
 - ・ 汚染稲わらを給与した畜産農家及び汚染稲わらを給与した可能性のある牛を 相当数導入した畜産農家等に係る堆肥について、暫定許容値に適合しているか、 県が検査を実施する。

(8月30日、(独)農林水産消費安全技術センターに検査を委託)

- ② 特殊肥料生産業者に対する調査・指導
 - ・ 県内の堆肥等の特殊肥料生産業者 (115カ所) を対象に聞き取り調査を実施し、 原発事故後に原発周辺県から堆肥原料となる樹皮等を導入していないことを確 認した。
- ③ 堆肥等を供給する畜産農家や施用する耕種農家等に対する指導
 - ・ 畜産農家等は、自ら生産した堆肥等を販売(譲渡)する場合、相手方へ、原料の調達先や生産・保管方法などの情報を提供すること。

- ・ 耕種農家等は、肥料等を購入(譲受)・施用する場合、販売業者(譲渡者) から製品中の放射性セシウムの濃度に関して情報提供を受けるなど、暫定許容 値を超えていないことを確認すること。
- 肥料等の販売業者は、販売する肥料等が暫定許容値を超えていないことを製造業者に確認した上で販売すること。

(2) 飼料関係への対応

- 飼料の製造業者は、製造した飼料が暫定許容値を超えていないことを自ら確認した上で出荷すること。
- ・ 畜産農家等は、飼料を購入(譲受)・給与する場合、販売業者(譲渡者)に 暫定許容値を超えていないことを確認すること。
- ・ 飼料の販売業者は、販売する飼料が暫定許容値を超えていないことを製造業 者に確認した上で販売すること。

(3) 腐葉土の生産・出荷及び施用の自粛

・ 腐葉土については、引き続き、生産・出荷及び施用をできる限り控えること。

(4) 関係者への周知

・ 上記内容について、8月11日付けで関係機関・団体等に通知し、農家等関係 者へ周知するとともに、報道機関・県ホームページ等を通じて広報した。

4 東京電力福島原子力発電所の事故による 原子力損害の賠償について

農林政策課

1 原子力損害賠償制度について

(1) 制度概要

原子力事故により損害が生じた場合には、その損害の原因や内容に応じて、「原子力損害の賠償に関する法律」(原賠法)に基づき、補償がなされる仕組み。

「原子力損害の賠償に関する法律」(要旨)

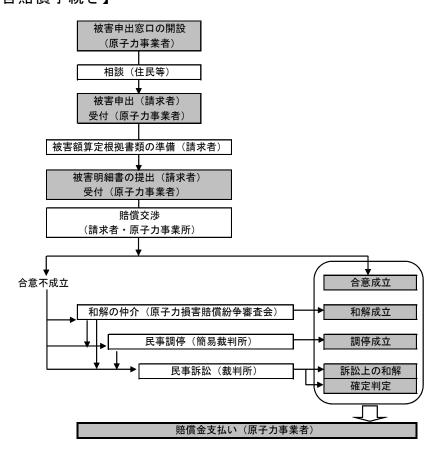
- 原子力事業者に無過失・無限の賠償責任を課すとともに、その責任を 原子力事業者に集中
- ・ 賠償責任を迅速かつ確実に果たすようにするため、原子力事業者に対して原子力損害賠償責任保険への加入等の損害賠償措置を講じることを 義務づけ
- ・ 賠償措置額を超える原子力損害が発生した場合に国が原子力事業者に 必要な援助を行うことを可能とすることにより、被害者を救済

(2) 賠償される損害の範囲

賠償される損害の範囲については、文部科学省が臨時的に設置する「原子力損害賠償紛争審査会」において策定する指針に基づき判定される。

なお、8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による 原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」が示された。(別紙参照)

【損害賠償手続き】



2 農林水産省の動き

農林水産業等における原子力損害賠償請求を円滑に進めるため、関係者からなる「東京電力福島原子力発電所事故に係る連絡会議」(4月13日)を設置。これまで 5回開催。

【構成】都道府県、農林水産業団体、食品産業関係団体、農林水産省

【活動】原子力損害の状況、賠償請求に関する情報共有 原子力損害賠償紛争審査会において定められる指針を踏まえた損害賠償 請求の考え方や基準の整理 など

3 農業団体の動き

(1) JAグループ(全国)

- ・ JAグループ東日本大震災災害対策緊急中央本部のもとに「JAグループ東 京電力原発事故農畜産物損害賠償対策全国協議会」を設置。
- ・ 原子力損害賠償紛争審査会が策定する「指針」を踏まえ、請求の考え方や基準を明確にしながら、JAグループとして統一した基準で請求。
- ・ 東京電力への賠償の請求等については、県単位で生産者の被害を取りまとめて行うこととし、各県中央会に、「JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策県協議会」を設置。

(2) JAグループ(秋田県)

秋田県中央会では、8月24日(水)に、「JAグループ東京電力原発事故農 畜産物損害賠償対策秋田県協議会」を設立。

【構成】各JA、畜産関係団体等

【スケジュール】~9月中旬 生産者からの委任状のとりまとめ

~9月下旬 損害賠償請求書類を提出(県協議会→全国協議会) 9月末 東京電力への損害賠償請求

以降、今年度末まで毎月末に請求

4 県の対応

(1) JA等に対する助言・指導

県内生産者等の損害賠償請求手続きの円滑化を図るため、必要に応じて助言・ 指導を行う。

(2) 県の損害賠償請求

放射能対策に係る県が負担する経費については、原子力損害賠償紛争審査会が 策定する「指針」を踏まえ、県として、本件事故と相当因果関係のある損害等に ついてとりまとめ、東京電力に対し賠償を請求していく。

による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針について 東京電力(株)福島原子力発電所事故(

平成23年8月5日 原子力損害賠償 紛争審査会決定

▶原子力損害賠償紛争審査会は、賠償を円滑に進めるた 力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次策定。 め、原子力損害の範囲の判定等のための指針を原子

- 第一次指針(4月28日): 政府指示等に伴う損害
- -第二次指針(5月31日、6月20日追補)

いわゆる風評被害や避難生活等に伴う精神的損害

中間指針の位置付け

▶これまでの指針で示された損害の範囲も含め、原子力損害の範囲の全体像を 中間指針として取りまとめ

>中間指針に示されなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものでは なく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められ得る。

今後も、事故の収束、避難区域見直し等状況変化に伴い、必要に応じて指針 で示すべき事項について検討。

书其它

設定に係る損害 政府指示等の対象地域等 **戒区域**] 、屋内退避区域、計画的避難区域、 聚急時避難準備区域、

- 一時立入、帰宅費用 〇游難、
- 避難費用(交通費、宿泊費、家財道具移動等)
- 〇検査費用(人)
- 〇生命 身体的損害
- 避難等によって生じた健康状態悪化等による 治療費等
- 〇精神的損害
- 事故後6ヶ月間(第1期)は月額10万円(体育館 等12万円)
 - 第1期終了から6ヶ月間(第2期)は月額5万円等
- 〇財物価値の喪失又は減少等
 - 〇営業損害

(農林水産業、製造業等事業一般)

- 営業、取引等の減収分
- 商品廃棄、拠点移転等の追加的費用 〇就労不能等に伴う損害
- 〇検査費用(物
- 商品の汚染検査費用

航行危險区域

- 海運業者、旅客船事業 〇営業損害(漁業者、 者、**航空運送事業**差等)
 - 操業困難による減収分
- ・航路迂回による費用増加分
- 〇就労不能等に伴う損害

農林水産物(加工品) (以及以) (東島) 出荷制限指示等に係る預害 (出荷、作付制限、放牧、牧草等給与制限、 食品寄生法に多うく服売業止、検査等)

- 〇営業損害(農林漁業者·流通業者等)
 - 出荷断念等による減収分
- 商品廃棄費用等の追加的費用 〇就労不能等に伴う損害
 - 〇検査費用(物)

ニーメルは中央のはかには「一 大に係る無配

- 〇営業損害
- 代替水提供、汚泥保管、校庭の線量低減対 策費用等
 - 〇就労不能等に伴う損害 〇検査費用(物

政府指示等の対象外地域

いわゆる風評被害

一般的基準

- 取引数量減少、 〇営業損害
- 価格低下による減収分 商品廃棄費用等の追加的費用

放射性物質による汚染の危険性を懸念して敬遠したくなる心理が平均的・一般的な

人を基準に合理的な場合。 原則として損害と認める類 型を提示。

- 〇就労不能等に伴う損害
 - 〇検査費用(物

※農林治準・食品産業、銀光業、銀治業等、輸出を類型化(詳細は別紙)

業で必然的に生じたもの)」を相当因果関係のある損害と認める。 間接被害者の営業損害の例

- 顧客の大半が避難したことで売上げが減少した避難区域に近接す る商店等
 - ・操業停止で水揚げがない漁港の製氷業者、仲買人等

から街 Ħ

・復旧作業に従事した原発作業員・自衛官等または住民等の急性・晩発性放射線障害

|害賠償金との調整| 地方公共団体等の財産的損害」

は中間指 針での追加事項 X

、わゆる風評被害について

門委員による詳細な被害の実態調査結果を踏まえ、 での対象(農林漁業及び観光業の一部)に加え、 中間指針では、第二次指針(平成23年5月31日) 風評被害の範囲を明示。

「風評被害」の一般的基準、

放射性物質による汚染の危険性を懸念して敬遠したくなる心理が平 均的・一般的な人を基準に合理的な場合。

風評被害」の範囲

- 類型化された業種(農林漁業・食品産業、観光業、製造業・サービス業等、輸出)
 - 類型化できない個別の被害について、一般的基準に照らし、個別に相当因果関 係を立証。

農林漁業·<u>食品產業</u>广係る風評被害

【農林産物(茶・畜産物を除き、食用に限る)

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、子葉県、埼玉県。1、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県。

【畜産物】福島県、茨城県、栃木県」「干」北海道、青森、岩手、宮城、秋田 【花き】 福島県、茨城県、栃木県」「干」北海道、青森、岩手、宮城、秋田 【たき】 福島県、茨城県、栃木県 」 玉、子葉、新潟、岐阜、静岡、三 【その他の農林産物(木村等)】 福島県 『島根 (注)

(注)これらの道県以外

で新たに汚染された 稲わらの流通・使用 による牛肉の価格

、水產物】福島県、茨城県、抵太県、群馬県、王葉県 【農林水産物の加工品・食品】

・主たる事務所又は工場が福島県に所在するもの ・主たる原材料が上記の産品であるもの

買い控えの発生状況、出荷制限の内容等を考慮し、相当因果 関係が認められる場合は賠償の対象。 上記以外の被害】

観光業に係る風評被害

【少なくとも相当因果関係が認められる地域 福島県、<u>|茨城県、栃木県、群馬県</u>]

本年5月末までの通常の解約率を上回る解約 外国人観光客に係る損害

個別具体的な事情に応じ、解約・予約控え等の被害について、相 当因果関係が認められる場合は、地域等を問わず賠償の対象。 (日本全体 (上記4県除く)) 上記以外の被害】

製造業・サービス業等に係る風評被害

【国内の製造業・サービス業等】

- 福島県で製造・販売を行う物品・サービス等に係る損害
- (例: 福島県内で製造された繊維製品、県外事業者による貨 物の受取拒否
 - 事業者が福島県へ来訪拒否することにより生じた損害
- 上下水道汚泥(原材料とする製品含む)の引き取り忌避により生 (例:運送事業者の来訪拒否、美術展覧会等のイベント中止) じた損害

【外国人来訪によるサービス等】

落等が確認された場合、同様の扱い。

- ・本年5月末までの解約(日本全体)
- (例:外国人アーティストの来日拒否、外国船舶の寄港拒否)

輸出に係る風評被害

【輸出先国の要求による検査費用・証明書発行費用等】

・輸出先国の輸入規制や取引先からの要求によって現実に生じた 検査費用·証明書発行費用等(当面の間、日本全体)

「輸入拒否による損害」

時点で、既に輸出又は生産・製造を開始した場合の現実に生じた ・輸出先国の輸入拒否(輸入規制や取引先の輸入拒否)がされた 損害(日本全体) ※ *斜字体部分* は中間指針での追加事項

5 果樹産地再生対策について

団体指導室 流通販売課 園芸振興課

1 果樹産地再生支援チームの活動状況

県では、5月に、地域振興局や果樹試験場などで構成する「果樹産地再生支援 チーム」を設置し、平鹿・雄勝地域の果樹農家や樹園地を巡回し、技術・経営相 談に応じながら、今後の営農に関する意向を把握するとともに、市町村や農協等 と、産地再生対策に関する意見交換を行ってきた。

今後も、年内の農家への巡回を目指し、引き続きローラー作戦を展開する。

(1) 巡回農家数等(8月末)

			平鹿	雄 勝	計
アンケート配布数			1,650戸	485戸	2, 135戸
回	収	数	850戸	285戸	1,135戸
(回	収	率)	(52%)	(59%)	(53%)
延べ巡回農家数			320戸	230戸	550戸

[※]延べ巡回農家数には、果樹農家経営実態調査(後述)の農家数を含む

(2) 農家や関係機関等からの主な意見や要望等

- 補改植等、樹園地復旧への支援の継続
- ももやぶどう大粒種の新改植への支援
- 収穫減等に対応した融資対策
- 後継者への技術・経営の両面からの指導の強化
- 産地を維持していくための担い手の育成や共同防除体制の強化
- 家族労働力の不足に対応する雇用労働者等への研修の充実
- 作業の効率化や生産コスト低減に向けた樹園地集積の促進
- 集出荷コストの低減
- 生育不良果等の販売促進のための加工所の整備 等

2 果樹農家経営実態調査について

豪雪による被災果樹農家に対する経営維持等に必要な新資金の制度設計に当たり、被害状況と資金ニーズを把握するため、8月に果樹主業農家100戸の調査を実施した。

(1) 調査農家数等

○ 平鹿・雄勝地区果樹農家 100戸(平鹿70戸・雄勝30戸)

(2) 資金ニーズ

○ 資金必要 30戸 (30%)

(内訳) 復旧経費13戸、育成経費17戸、減収補填18戸、 負債整理11戸、その他2戸(前向資金)

※ 重複回答あり

- 資金不要 45戸 (45%)
- 〇 未 定 25戸 (25%)

計 100戸(100%)

(3) 農家からの主な意見や要望等

- 利用目的が細かく制限されない総合的な資金
- やる気のある人(改植、補植をやろうとする人)への重点的な支援
- 農家への貸付により、逆に農家の首をしめているケースもあり、実態に応じ た対応も必要
- 既往借入金の一本化
- 償還期間、据置期間を長期化

3 果樹産地再生対策の方向性

本県の果樹農業は、価格の低迷や担い手の減少・高齢化等により、主要樹種である、りんご、なし、ぶどうとも栽培面積が減少傾向にあり、さらに、雪害により大きなダメージを受けたことから、産地の競争力の低下等が懸念されている。

このため、単に雪害から復旧するだけではなく、本県の果樹産地がより力強い産地として再生されるよう、現場からの声も踏まえ、次の方向を基本に、産地強化対策の加速化を図る。

(1) 収益性が高く雪害に強い樹園地への再生

基本的な考え方

りんごは、「ふじ」への偏重により、収穫等の作業が集中するとともに、 わい化への取組の遅れにより、生産性も低下している。

ぶどうは、市場性の低い中粒種が主体であるため、価格が低迷している。 また、この度の雪害は、山間部において被害が甚大であった。

このため、雪害からの復旧に当たっては、オリジナル品種への転換や作業 効率の良いわい化栽培の導入、もも・ぶどう大粒種等への転換を促進するな ど、収益性の高い品種・樹種構成への誘導を図る。

また、山手から平場への移動改植を進めるなど、雪害に強い樹園地への再生を図る。

【 検討している対策 】

- 県オリジナル品種の苗木増産
- もも、ぶどう大粒種等を組み合わせた樹種複合化
- 山手から平場への移動改植
- 樹園地農道網の整備 等

(2) 産地再生をリードする担い手の確保・育成

基本的な考え方 ―

担い手や労働力の不足に加え、産地の維持・発展に欠くことのできない共同防除組織の弱体化も進行している。

このため、若い担い手を中心に、樹園地集積による規模拡大を図るとともに、共同防除組織の再編を進めるほか、果樹作業を受託する組織を育成するなど、産地の再生をリードする担い手の確保・育成を図る。

【 検討している対策 】

- マッチングによる樹園地の利用集積
- 共同防除組織の育成強化
- 果樹作業受託組織の育成 等

(3) 担い手の経営を支える制度資金の創設

基本的な考え方 ---

被害を受けた果樹農家が、減収による資金不足から果樹栽培を断念することがないよう、再生産を確保しつつ、経営の発展に向けた前向きな取組を促進することが重要である。

このため、雪害を克服し、将来にわたって果樹経営を維持・発展できるよう、総合的な資金を創設する。

【 検討している対策 】

- 復旧資金
 - 補改植経費、果樹棚の修復経費
 - ・ 樹園地の復旧資金として借り入れた営農維持緊急支援資金の借換資金を 含む
- 〇 育成資金
 - ・ 補改植樹木が成熟するまでの間(未収益期間)の当該樹木の育成費(肥料・農薬・雇用労働費等)
- 減収補てん資金
 - ・ 23年の減収により生じる24年中の農業経営費
 - 補改植する場合の25年以降の未収益期間の農業経営費

- その他果樹産地の振興に必要な資金
 - 果樹集積化経費、規模拡大経費、新規参入経費、廃園処理費など
- 営農負債整理資金
 - 既往営農債務の借換による債務一本化、償還平準化
- 償還期間
 - 10~15年(うち据置期間5年)程度
- 〇 利率
 - 0.5%~1.0%程度

(4) 市場対応力の強化や加工による付加価値の向上

基本的な考え方 一

本県の果樹は、販売市場が分散化し、ニーズに対応した出荷ロットが確保できないほか、加工については、施設の整備が進んでいないことから、多くは県外に委託製造されている。

このため、県オリジナル品種を中心に、一元出荷・販売体制を推進するとともに、海外への輸出も含めて、有利販売に取り組むほか、加工施設の整備や新商品開発に取り組み、生産から加工・販売までの一貫した高付加価値化を推進する。

【 検討している対策 】

- 県オリジナル品種の一元出荷・販売体制の整備
- 果実加工施設の整備の促進等

4 今後の対応

9月定例会の農林水産委員会に対策の骨子案をお示しし、今後、収穫の状況も見極めながらさらに検討を進め、12月には必要となる予算を提案する。

【参考】目標とする指標(出典:県果樹農業振興計画等)

- りんごの「ふじ」の品種構成比率
 - 65% (平成21年) → 50% (平成32年)
- りんごのわい化栽培比率
 - 30% (平成21年) → 40% (平成32年)
- 目指す果樹経営の類型例
 - りんご単一経営 3ヘクタール
 - りんご樹種複合 2ヘクタール + もも 1ヘクタール
- 共同防除組織によるりんご園の防除カバー率
 - 41% (平成21年) → 50% (平成25年)